

※当面の間、国・地域にかかわらず、海外渡航は中止または自粛してください。

※万一海外渡航を検討している場合は、必ず学生支援課に「**海外渡航届**」を提出するとともに、**早急に学生支援課に一報ください。**

※学生支援課に「**海外渡航届**」を提出せずに、海外に渡航した学生は、**至急学生支援課に連絡ください。**
指導教員におかれましても、そのような学生を把握しておられましたら、学生支援課にご連絡ください。

【重要】海外渡航について

学生のみなさんへ

教職員 各位

新型コロナウイルスの拡大状況により、**外務省**は、2022年8月24日、一部の国・地域において「感染症危険情報」を「不要不急の渡航はやめてください。(レベル2)」または「十分注意してください。(レベル1)」に引き下げました。

レベルが変更となっても、依然世界中で新型コロナウイルス陽性者数が報告されて言います。引き続き警戒を怠らないようにしてください。

「感染症危険情報」(8月24日時点)※順次拡大されることがあります。最新情報は各自外務省ホームページから確認してください。

【レベル3(渡航は止めてください。(渡航中止勧告))】

なし

【レベル2(不要不急の渡航はやめてください。)]

(アジア・大洋州)

豪州、北朝鮮、クック諸島、台湾、ニュージーランド、ミクロネシア

(中南米)

グアテマラ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ハイチ、パラグアイ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、メキシコ

(欧州)

アルバニア、エストニア、カザフスタン、北マケドニア、キルギス、クロアチア、コソボ、サンマリノ、ジョージア、スロバキア、スロベニア、セルビア、ハンガリー、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、ルクセンブルク

(中東・アフリカ)

アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、イスラエル、イラク、エスワティニ、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、中央アフリ

カ、チュニジア、トルコ、ナイジェリア、ナミビア、バーレーン、パレスチナ、マダガスカル、マラウイ、南スーダン、モーリタニア、リビア、リベリア、レバノン

【レベル1(十分注意してください。)]

上記を除く全ての国

なお、「感染症危険情報」とは別に、これまで各国・地域に発出している「危険情報」は維持または引き上げられています。併せて確認してください。

また、新型コロナウイルス感染症に対する水際対策強化により、以下の措置がとられています。

- [水際対策の抜本的強化について\(新型コロナウイルス感染症\)](#)【厚生労働省】
- [水際対策に係る新たな措置について](#)【厚生労働省】

(上記措置の対象は順次拡大される可能性があります。期間は延長の可能性もあります。最新の情報を自身で確認してください。)

この状況を踏まえ、奈良教育大学では、以下のとおり対応します。(私事渡航も含む)

【①これから海外渡航を予定している学生のみなさんへ】

本学の渡航基準については、原則以下のとおりですが、当面の間、国・地域にかかわらず、海外渡航は中止または自粛してください。自身の安全のため、及び感染症の拡大を防止するためにも、自粛してください。自身及び周囲の安全確保を最優先に行動してください。

※万一海外渡航を検討している場合は、必ず学生支援課に「[海外渡航届](#)」を提出するとともに、**至急学生支援課に一報ください。**

外務省の[海外安全ホームページ](#)において、危険情報および感染症危険情報のどちらか一方または両方が該当する場合、以下の通りとする。

【レベル2の地域への渡航】

原則として渡航は不可とします。(中止又は延期することを強く要請します。)

※レベル1以下の地域であっても、渡航する場合は特別な注意を払うようにしてください。

状況は刻々と変わっています。必ず最新の状況を確認してください。不明な点があれば、[外務省領事サービスセンター](#)または学生支援課に問い合わせして下さい。

【②一時帰国を考えている留学生のみなさん】

一時帰国をしなければいけない場合は、一度学生支援課に相談してください。

出国できても、日本に戻れなくなることも考えられます。

また、一時帰国する場合は、

- ・航空会社
- ・乗り継ぎで立ち寄る国・地域
- ・帰国する国・地域

の3つが求める条件を満たす必要があります。必ず確認して問題が起きないように準備してください。

そして、日本に戻ってきたときにも様々な条件があります。日本に戻る時も、

- ・航空会社
- ・乗り継ぎで立ち寄る国・地域
- ・日本国

の3つが求める条件を満たす必要があります。一時帰国する前に、必ず確認してください。

一時帰国する場合は学生支援課に「一時出国届」を提出することも忘れないでください。

※「一時出国届」は[こちら](#)からダウンロードできます。

【③その他注意事項】

一旦入国しても、国際線の運休などで現地から出国できないケースも出ています。

また、日本が新型コロナウイルス感染症のリスクの高い国とみなされ、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限を行っている国・地域が多くあります。また現在問題がなくとも今後制限がかかる場合もあります。

<日本からの渡航者や日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限>

各国・地域が行っている入国制限措置や行動制限の中には、日本からの渡航者（本邦に在留している外国人留学生含む）や日本人が対象に含まれているものがあります。外務省が把握している、日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限措置については、[外務省海外安全ホームページのリスト](#)にてご確認ください。なお、新型コロナウイルスをめぐる各国の対応策は極めて流動的ですので、外務省ホームページに掲載されている内容から更に変更されている可能性があります。海外への渡航を検討される際には、各国当局のホームページを参照する他、在京大使館に確認する等、最新の情報を十分に確認してください。

以下に記載のホームページを活用する等して、常に正確な最新情報を確認して下さい。情報は刻々と変化します。「たびレジ」は渡航前でも簡易登録すればメールで各国の情報を得ることができます。

○関連情報ホームページ（過去に発出されたものも含まれます。**以下 HP は随時更新されます。常に最新情報を収集するよう心がけてください。**）

- ・[外務省海外安全ホームページ](#)
- ・[新型コロナウイルスに関する注意喚起\(新規\)](#)（2020年03月16日）【外務省】
- ・[新型コロナウイルス感染症について](#)【厚生労働省】
- ・[新型コロナウイルスに関するQ&A\(一般の方向け\)](#)（令和4年4月27日版）【厚生労働省】

- ・[各国別の外務省海外安全ホームページ](#)（※確認したい国を地図からクリックする。）【外務省】
- ・[在外公館リスト](#)【外務省】
- ・[外務省渡航登録サービス](#)（滞在期間 3 カ月未満：「たびレジ」、3 か月以上：在留届）
- ・[新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について](#)【文部科学省】
- ・[外国人生活支援ポータルサイト](#)【出入国在留管理庁】
- ・[新型コロナウイルス感染症に関する情報一覧](#)【法務省】

以下のお知らせも必ず確認下さい。

- ・[コロナウイルス関連 奈良教育大学特設ホームページ](#)
- ・[保健センターホームページ](#)
- ・[奈良県ホームページ](#)

奈良教育大学 学生支援課 国際交流・留学生係

電話 0742-27-9148/9131

夜間、休日の緊急時は 0742-27-9116

（奈良教育大学守衛室/ただし警ら時間は不在になることがあります。）

E-Mail: ryugaku@nara-edu.ac.jp
